

令和5年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年7月21日（金） 午前8時54分から午前10時50分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	欠	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	欠	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	欠	田村 利秋	欠	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	欠	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 事 前田 裕孝
 担い手育成係 主幹兼係長 尾崎 直人
 主 査 西迫 博

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
 次長兼農地係長 税所 篤行
 主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
 主 幹 前迫 篤弘
 主 査 池畑 信幸
 主 査 下仮屋 重博

主任主事	角野 勝行
主 査	凶師 竜太 (輝北総合支所産業建設課)
主 幹	福嶋 雅明 (申良総合支所産業建設課)
主 査	下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について
- ・ 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- ・ 農地転用の事業計画変更について
- ・ 農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について
- ・ 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・ 非農地証明について
- ・ 農地移動適正化あっせん申出について
- ・ 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について
- ・ 第 1 回運営委員会について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 有村 隆 委員 ・ 堀之内 節子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年7月21日（金） 開会 午前8時54分 閉会 午前10時50分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第4回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、郷原委員、田中委員、田村委員、泊委員の4名です。出席委員数は17名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、徳田委員、中尾委員、鶴田委員の3名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、11番の有村委員と15番の堀之内委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第22号につきましては、1頁から73頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年7月24日です。合計面積は、28万237.45㎡、うち更新分14万1千718㎡、内訳として、田が10万334㎡、畑が17万9千903.45㎡です。利用権を設定する者が116人、設定を受ける者が64人です。始期は、いずれも令和5年8月1日です。期間は、1年、2年、3年、3年7か月、5年、5年5か月、6年、7年、9年、9年8か月、10年、20年です。次の3頁から60頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から5頁の6番までは、設定期間が1年です。

1番は、賃借権で新規設定。

2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番、6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、次の7番は、設定期間が2年です。7番は、賃借権で再設定。次の8番から16頁の26番までは、設定期間が3年です。8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、使用貸借権で新規設定。

次に、9頁、13番は、使用貸借権で新規設定。14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、19番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、20番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、23番、24番は、賃借権で再設定。

次に、16頁、25番は、賃借権で再設定。

次の26番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、17頁、次の27番は、設定期間が3年7か月です。27番は、賃借権で再設定。

次の28番から34頁の59番までは、設定期間が5年です。28番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、31番は、賃借権で新規設定。32番は、使用貸借権で新規設定。

次に、20頁、33番、34番は、使用貸借権で新規設定。

次に、21頁、35番、36番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、37番、38番は、使用貸借権で新規設定。

次に、23頁、39番、40番は、使用貸借権で新規設定。

次に、24頁、41番、42番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、43番は、使用貸借権で新規設定。

次に、26頁、44番、45番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、46番、47番は、賃借権で新規設定。

次に、28頁、48番、49番は、賃借権で新規設定。

次に、29頁、50番、51番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、52番は、賃借権で再設定。53番は、使用貸借権で再設定。

次に、31頁、54番、55番は、賃借権で再設定。

次に、32頁、56番は、使用貸借権で再設定。57番は、賃借権で再設定。

次に、33頁、58番は、賃借権で再設定。

次の59番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、34 頁、

次の 60 番は、設定期間が 5 年 5 か月です。60 番は、賃借権で新規設定。

次の 61 番から 38 頁の 67 番までは、設定期間が 6 年です。61 番は、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、62 番、63 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、64 番、65 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、66 番は、賃借権で再設定。

次の 67 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、38 頁、次の 68 番は、設定期間が 7 年です。68 番は、賃借権で再設定。

次の 69 番は、設定期間が 9 年です。69 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、次の 70 番は、設定期間が 9 年 8 か月です。70 番は、使用貸借権で新規設定。

次の 71 番から 59 頁の 110 番までは、設定期間が 10 年です。71 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、40 頁、72 番、73 番は、使用貸借権で新規設定。次に、41 頁、74 番、75 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、42 頁、76 番、77 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、43 頁、78 番、79 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、44 頁、80 番、81 番は、賃借権で新規設定。

次に、45 頁、82 番、83 番は、賃借権で新規設定。

次に、46 頁、84 番、85 番は、賃借権で新規設定。

次に、47 頁、86 番は、賃借権で新規設定。87 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、48 頁、88 番、89 番は、賃借権で新規設定。

次に、49 頁、90 番は、使用貸借権で新規設定。91 番は、賃借権で新規設定。

次に、50 頁、92 番、93 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、94 番は、賃借権で新規設定。95 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、52 頁、96 番は、賃借権で新規設定。97 番は、賃借権で再設定。

次に、53 頁、98 番、99 番は、賃借権で再設定。

次に、54 頁、100 番、101 番は、賃借権で再設定。

次に、55 頁、102 番、103 番は、賃借権で再設定。

次に、56 頁、104 番、105 番は、賃借権で再設定。

次に、57 頁、106 番は、賃借権で再設定。107 番は、使用貸借権で再設定。

次に、58 頁、108 番は、賃借権で再設定。

次の 109 頁及び 59 頁の 110 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど一括して説明し

ます。

次に、59 頁、次の 111 番は、設定期間は 20 年の使用貸借権で新規設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 60 頁までの 111 件の利用権設定ですが、16 頁の 3 年もの 26 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

（高田委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　16 頁の 26 番は、借人、高田委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　高田委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（高田委員：着席）

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、33 頁の 5 年もの 59 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

（中牧委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　33 頁の 59 番は、借人、中牧委員が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　中牧委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（中牧委員：着席）

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、37 頁の 6 年もの 67 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、本田委員に退席をいただき審議します。

（本田委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　37 頁の 67 番は、借人、本田委員の息子が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　本田委員に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、58頁の10年もの109番と59頁の110番が、議事参与の制限にあたりますので、榎原委員に退席をいただき審議します。

(榎原委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 58頁の109番から59頁の110番は、借人、榎原委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 榎原委員に係る10年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(榎原委員：着席)

榎原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの106件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、61頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、61頁から66頁です。まず、61頁で説明します。公告年月日は令和5年7月24日、合計面積は、3万96.12㎡です。内訳としまして、田が3千491㎡、畑が2万6千110㎡、その他が495.12㎡です。所有権を移転する者が7人、所有権の移転を受ける者が7人です。

次に62頁、次の1番はあっせん協議が成立したものですので、お目通し願います。また、62頁の2番から65頁の7番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議長 ただいま説明がありましたが、62頁の1番は、あっせん事業活動報告書が66頁にありますので、あっせん委員の寺下委員に報告をお願いします。

寺下 議席番号3番の寺下です。1番について、報告いたします。

7月3日、譲渡人と譲受人確認のもと、委員2名と事務局が同席し、鹿児島きもつき農協東部支所にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形

態は、製茶業を主としています。協議の結果、総額 420 万 2,560 円であっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したもの 1 件と、所有権移転協議が成立したもの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、67 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、67 頁から 73 頁です。まず 67 頁で説明します。公告年月日は令和 5 年 7 月 24 日です。合計面積は 3 万 4 千 231 m²で、うち、田が 6 千 802 m²、畑が 2 万 7 千 429 m²です。利用権を設定する者が 10 人、利用権の設定を受ける者が 6 人で、新規設定 10 件です。始期は全て令和 5 年 8 月 1 日で、期間は 5 年及び 10 年です。

68 頁をご覧ください。

次の 1 番から 69 頁の 2 番は、設定期間が 5 年です。1 番、2 番は、賃借権。

次に、69 頁、次の 3 番から 73 頁の 10 番までは、設定期間が 10 年です。3 番、4 番は、賃借権。

次に、70 頁、5 番、6 番は、賃借権。

次に、71 頁、7 番、8 番は、賃借権。

次に、72 頁、9 番は、賃借権。10 番は、使用貸借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、68 頁から 73 頁までの中間管理権設定 10 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、74 頁、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 23 号につきましては、74 頁から 81 頁です。今回は、所有権移転が 24 件、地上権が 14 件、合計 38 件です。

初めに、74 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 2 千 400 m²の贈与です。2 番は、畑が 5 筆で 8 千 574 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 1 千 45 m²の贈与です。4 番は、畑が 1 筆で 248 m²の売買です。

次に、75 頁です。5 番は、畑が 3 筆で 2 千 908 m²の売買です。6 番は、畑が 1 筆で 1 千 538 m²の交換です。なお、7 番と関連です。7 番は、畑が 1 筆で 1 千 455 m²の交換です。

なお、6番と関連です。8番は、畑が1筆で497㎡の売買です。9番は、田が1筆で385㎡の贈与です。

次に、76頁です。10番は、田が1筆で920㎡の贈与です。11番は、田が1筆で580㎡の贈与です。12番は、畑が2筆で3千515㎡の売買です。13番は、畑が1筆で2千74㎡の贈与です。14番は、畑が1筆で1千900㎡の贈与です。

次に、77頁です。15番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。16番は、田が3筆で1千213㎡の売買です。17番は、田が2筆で3千876㎡の売買です。18番は、田が2筆、畑が3筆で3千779㎡の贈与です。

次に、78頁です。19番は、田が1筆で1千885㎡の売買です。次の20番から80頁の33番までは、全て設定期間10年間の地上権設定です。5条申請と関連です。

次に、81頁です。次の34番から38番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま説明がありましたが、77頁の15番が、議事参与の制限にあたりますが、田村委員が欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　77頁の15番は、受人、田村委員が所有権移転の贈与を行うもので、農地法第3条第2項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　田村委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

それでは、調査がなされていますので、81頁の34番から38番までを中牧委員に報告をお願いします。

中 牧 　　推進委員の中牧です。去る7月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、81頁の34番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷を作付けするとのことでした。

次に、35番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では葉物野菜などを作付けするとのことでした。

次に、36番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、今回、田1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻を作付けするとのことでした。

次に、37番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、今回、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では果樹や野菜を作

付けするとのことでした。

最後に、38番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の農地所有適格法人で、今回、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では飼料を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました37件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、82頁、議案第24号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第24号につきましては、82頁の3件です。

1番については、当初計画者が計画期間内に事業を完了することが困難となったため、事業継承者が建築条件付土地を整備するものです。

2番については、当初計画では建売住宅4棟を整備する予定でありましたが、道路との高低差が大きい部分もあり建売住宅3棟に変更し整備を行ったものです。

3番については、当初計画では建売住宅8棟を整備する予定でありましたが、道路幅員の変更に伴い建売住宅7棟に変更し整備を行ったものです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しました事業計画変更3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、83頁、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第25号につきましては、83頁から92頁です。まず、83頁をご覧ください。

1番は、宅地を分譲するもので、農地区分は3の5です。

2番は、一般住宅、駐車場及び通路を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第8回総会で審議済です。

4番は、貸家を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第8回総会で審議済です。

次に、84頁をご覧ください。

5番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

6番は、建売住宅、駐車場及び通路を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第8回総会で審議済です。

7番は、一般住宅及び駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第10回総会で審議済です。

8番は、牛舎を整備するもので、農地区分は農用区域内農地農用地利用計画指定用途です。なお、令和4年度第10回総会で審議済です。

次に、85頁をご覧ください。

9番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は3の4です。

次の10番から92頁の34番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。84頁の5番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 84頁の5番は、渡人、福元副会長が、所有権移転により、一般住宅及び車庫を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第8回総会で審議済です。農地法第5条の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

それでは、調査がなされていますので、85頁の10番から86頁の12番までを中塩屋委員に、86頁の13番から87頁の15番までと89頁の22番と23番を上穂木委員に、87頁の16番から88頁の19番までを立元委員に、88頁の20番を中牧委員に、88頁の21番を園田委員に、89頁の24番から90頁の26番までを持増委員に、90頁の27番を川崎委員に、90頁の28番から91頁の31番までを本田委員に、91頁の32番から92頁の34番までを福元里美委員に、報告をお願いします。

中塩屋 議席番号4番の中塩屋です。去る7月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、85頁の10番ですが、申請地は野里小学校の南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工であり、都市計画区域の500m以内農

地であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第2種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は野里小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはあるが、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅及び進入用道路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、86頁の12番ですが、申請地は市立図書館の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工であり、都市計画区域の500m以内農地であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に機械置場を整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第2種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、10番から12番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

上穂木 推進委員の上穂木です。去る7月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、86頁の13番ですが、申請地は輝北天球館の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は未施行ですが、農業振興地域整備計画の区域内にある農用地区域内農地です。申請者は市内の法人で、風力発電施設の解体に伴い申請地を道路拡幅、クレーン用敷地及び資材置場として一時転用する計画です。申請地は、農用地区域内農地の許可基準である「一時転用」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、輝北天球館の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は未施行ですが、農業振興地域整備計画の区域内にある農用地区域内農地です。申請者は市外の法人で、風力発電施設の解体に伴い申請地を道路拡幅、クレーン用敷地及び資材置場として一時転用する計画です。申請地は、農用地区域内農地の許可基準である「一時転用」に該当すると判断しました。

次の87頁の15番ですが、串良農村環境改善センターの東に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されま

す。申請者は市外の法人で、申請地と隣接する山林を合わせて開発し、太陽光発電施設を整備する計画です。第1種農地の転用面積4,006㎡は開発事業面積83,208㎡の3分の1を超えないことから第1種農地の許可要件である「隣接地一体事業」に該当すると判断しました。

以上、13番から15番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

立 元 推進委員の立元です。去る7月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、87頁の16番ですが、申請地は花岡学園の西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に17番ですが、花岡学園の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次の88頁の18番ですが、鹿屋体育大学の北に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次の19番ですが、鹿屋体育大学の北に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に事務所付住宅及び倉庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、16番から19番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中 牧 推進員の中牧です。去る7月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

88頁の20番ですが、申請地はJA鹿児島きもつき大始良支所の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の農業法人で、申請地に従業員のための社員寮及び駐車場を整備する計画です。周辺は、

集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、20番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

園田 議席番号5番の園田です。去る7月12日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

88頁の21番です。申請地は、笠之原土地改良区の南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、茶の栽培を行うものです。転用の期間は営農者が認定農業者であるため、10年間となります。

調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置計画や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、21番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

上穂木 推進委員の上穂木です。去る7月12日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。89頁の22番及び23番を、併せて報告いたします。

22番の申請地は、串良公民館細山田分館の南西に位置し、23番の申請地は北部学校給食センターの東に位置し、それぞれ申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。

調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農

地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、22番及び23番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

持 増 推進委員の持増です。去る7月12日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。89頁の24番から90頁の26番を、併せて報告いたします。

24番及び25番の申請地は、東原ICの北に位置し、26番の申請地は、東原ICの西に位置し、それぞれ申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。

調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、24番から26番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

川 崎 推進委員の川崎です。去る7月12日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。90頁の27番です。

申請地は、鹿屋市畜産環境センターの東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、27番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

本 田 議席番号18番の本田です。去る7月12日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので、90頁の28番から91頁の31番を併せて報告いたします。

申請地は、野里町岡泉公民館の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電

設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。

調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、28番から31番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

福元 推進委員の福元です。去る7月12日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

91頁の31番から33番を、併せて報告いたします。

申請地は、永小原町地内に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。

調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、31番から33番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました33件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、93頁、議案第26号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第26号につきましては、93頁から100頁です。

93頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は7件で、畑が8筆です。対象面積は、畑が1万4千499㎡です。次の94頁から100頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、93頁の1番から4番までを本田委員に、5番から7番までを有馬委員に報告をお願いします。

本田 議席番号18番の本田です。去る7月11日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。93頁をご覧ください。

まず1番ですが、周辺図等は94頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に「店舗、駐車場、温室及び資材置場」を建設・整備する計画です。申請地は鹿屋大浦簡易郵便局の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。申請地では、既存施設の面積が1千925.59㎡で、今回の申請地は既存施設の2分の1を超えないことから、許可基準である「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は95頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅を建設する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の西に位置し、土地改良事業が施行されている、第1種農地です。申請地の周囲には、集落が形成されており、その集落に接続することから、許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は96頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅を建設する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されている第1種農地です。申請地の周囲には、集落が形成されており、その集落に接続することから、許可基準である「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は97頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎及び運動場を整備する計画です。申請地は鹿屋市畜産環境センターの北に位置する、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の整備であることから、許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、1番から4番については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更についての支障はないと判断しました。以上です。

有馬 推進委員の有馬です。去る7月11日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

93頁の5番からです。周辺図等は98頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に、キノコ類栽培施設及び黒ニンニク製造施設を設置する計画です。申請地は鹿屋警察署 高隈駐在所の南東に位置する、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建設であることから、許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、6番ですが、周辺図等は99頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人

は市内の法人で、申請地に風力発電施設を建設するための市道拡幅工事を行う計画です。申請地は輝北天球館の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。周辺用地と一体で開発する計画であり、対象農地404㎡が、全体計画7,006㎡の3分の1以下であり、目的を達成する上で、農地を供することが必要であると認められるため、許可基準である「隣接地一体事業」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、7番ですが、周辺図等は100頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎及びサイレージ置場を建設・整備する計画です。申請地は串良平和アリーナの南西に位置する、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建設であることから、許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。ただし、既に牛舎が整備されているため、始末書の添付が必要と思われます。

以上、5番から7番については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更についての支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、報告がありました7件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、101頁、議案第27号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第27号につきましては、101頁から104頁です。今回は12件です。

101頁の1番は、平成12年頃から宅地としていたもので、令和5年度第1回総会で審議済となっております。

次の2番から104頁の12番については、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、101頁の2番から103頁の8番までを新原委員に、103頁の9番から104頁の12番までを森園委員に、報告をお願いします。

新原 　議席番号1番の新原です。去る7月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、101頁の2番ですが、申請地は、獅子目西公民館の南に位置し、昭和年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、田及び畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うこと

は支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、大始良東集落センターの西に位置し、昭和55年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に、102頁の4番ですが、申請地は、永小原町内に位置し、昭和年月日不詳から山林化しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に、5番及び6番ですが、申請地が近接することから併せて報告します。申請地は、串良さくら温泉の南東に位置し、平成11年頃及び平成15年頃から宅地として利用しているとのことでした。施設の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、田への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に、103頁の7番及び8番ですが、申請地が近接することから併せて報告します。申請地は、高隈中学校の西に位置し、それぞれ、昭和年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、田への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

森園 推進委員の森園です。去る7月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、103頁の9番及び10番ですが、申請地が近接することから併せて報告します。申請地は、花岡簡易郵便局の北東に位置し、それぞれ平成10年頃及び平成元年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に104頁の11番ですが、申請地は、第一鹿屋中学校の東に位置し、平成6年頃から車庫及び進入用通路として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に12番ですが、申請地は、祓川小学校の東に位置し、平成31年7月6日の豪雨により、隣接する肝属川が増水して被災してしまったとのことでした。鹿屋市農業委員会非農

地証明事務処理要領第2条第1項第2号に規定される、農地への復旧ができないと認められる土地と判断され、周囲の農地への影響もないことから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました12件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、105頁、議案第28号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第28号につきましては、105頁から107頁です。

今回新たに、譲渡希望が105頁の1番から106頁の18番までの18件ですのでお目通し願います。

次に、賃貸借希望が107頁の1番から9番までの9件ですのでお目通し願います。なお、2番、3番、8番は、無償でも可としております。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

105頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を中塩屋委員と垣内委員に、2番を新原委員と鶴田委員に、3番を寺下委員と持増委員に、4番を倉田委員と高田委員に、5番の名貫町を畠井委員と西元委員に、飯隈町を榎原委員と森園委員に吾平町麓と吾平町下名を堀之内委員と矢野委員に6番の祓川町を、私木場と川崎委員に、川西町と名貫町を畠井委員と西元委員に、下堀町を藏ヶ崎委員と中牧委員に、7番を郷原委員と細川委員に、8番を倉田委員と高田委員に、9番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、10番を榎原委員と森園委員に11番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、12番を郷原委員と細川委員に、13番の串良町岡崎を倉田委員と高田委員に、串良町有里を泊委員と松元委員に、14番を倉田委員と高田委員に、15番を藏ヶ崎委員と中牧委員に106頁の16番を本田委員と福元里美委員に、17番を畠井委員と西元委員に、18番の串良町有里57番1を倉田委員と高田委員に、その他の串良町有里を泊委員と松元委員をお願いします。

107頁、賃貸借希望の1番を寺下委員と持増委員に、2番を泊委員と松元委員に、3番を堀之内委員と矢野委員に、4番の串良町下小原の上から5筆を村山委員と本村委員に、6筆目を泊委員と松元委員に、5番と6番を畠井委員と西元委員に、7番を福元副会長と入佐委員に、8番を藏ヶ崎委員と中牧委員に9番を福元副会長と入佐委員をお願いします。

次に、108頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 108 頁をご覧ください。合意解約につきましては、108 頁から 123 頁です。今回は 31 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、108 頁から、123 頁まで 31 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、私から 6 月 23 日金曜日に開催された、第 1 回運営委員会についての報告です。124 頁の資料に基づき、「地域計画における農業委員、推進委員の役割について」事務局より説明がありました。まず、「地域計画」は、策定期間を今年度から令和 6 年度までの 2 年間としており、策定後、公表することとしています。「地域計画策定」において、農業委員会の役割は、今年中をめどに目標地図素案を作成することで、現在事務局では、意向に関する調査を実施し、目標地図素案作成作業を進めているということでした。その後、目標地図素案をもとに、話し合い活動を市内各所で行い、話し合い活動を反映した「目標地図」を作成し、「地域計画」を策定することになります。地域計画における農業委員、推進委員の役割は、耕作者が不明などの農地情報の提供や、今後市内各所で開催される話し合い活動の場に、参加するなどの協力が必要であるなどの説明が行われました。

次に「タブレットの活用」についての話がありました。タブレットは現在 11 台あります。委員の皆さん全員には、配布できませんが、配布を希望する委員の皆さんに配布したいと思います。タブレットを配布する前に「セットアップ」が必要ですので配布には、1 ヶ月くらい時間をいただきます。使い方などは事前に、配布する委員に説明します。配布を希望される委員の皆さんは、事務局に連絡してください。以上で、第 1 回運営委員会についての報告を終わります。このことについて、質問はないですか。

畠井 はい。よろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

畠井 まず 1 点目ですが、現在、アンケート調査をされておりますよね。地域の方々から色々と相談を受ける中で、非常に難しいと言いますか、書きにくいと言った意見を頂いていますが、事務局では今回配布した方が 2 万 4 千人ということですが、回答率は何%までお考えになっていらっしゃるのかお聞きしたい。

それから 2 点目ですが、私の考えでは恐らく回答率は非常に少ない、極端に少ないのではないかと考えています。そういう中で、ここに運営委員会からの報告がありますが、4 番目ですね、委員、推進委員の役割というところで不明農地の情報提供を挙げられておりますが、この情報提供はどの程度まで考えているか。また、調査未回答の分については委員で調査をして下さいとなるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

議 長 事務局。

上之脇 事務局の上之脇です。まず、現在の回答票の回収につきましては、現在 8,097 件回収が進んでまして、回答率は 48.48%となっており、5割近くまで回収が進んでいるという状況でございます。今後、委員の皆様方に対して、不明の耕作者とかそういう部分の再調査などについては、事務局の方で確認を行いますが、どうしても耕作者とかが分からない部分がありましたら、委員の皆様方にお聴きするなどさせて頂きたいと考えております。このようなことから、委員の方々が足を運んで調査するというのではなくて、事務局で調査を行った後、不明な部分があればご相談と言いますか、確認をさせて頂く場合があるかと思えます。以上です。

議 長 よろしいですか。

次 長 補足でお答えさせていただきます。委員から回答率をどのくらい見ているかのご質問がありました。今、上之脇から回答率については説明させていただきましたが、この手のアンケート調査につきましては、回答率をはじめ2～3割というようにだいぶ低いだろうと想定はしておりましたが、思ったよりは皆さん良く回答して頂いている状況だと考えています。また、畠井委員からもありましたように、設問の内容が少し難しいとか問い合わせもあったところではございます。また、今、登記名義人の方に調査票を送らせて頂き回答を頂いているところですが、これから先、相続人代表の方にもご意見をお伺いしたいとのことで、これについてはこれまでの設問に対するご意見等を踏まえ、答えやすいように精査をさせていただいて調査票をお送りしたいと考えております。あとは、回答率がどれくらいまで上がれば良いのかとのことでありますが、今、農政課とも一緒に話をしているところですが、回答率が高くなれば目標地図の素案も高度なものになるのですが、今の回答があった分を有効に使わせていただきながら目標地図を作っていくって、その目標地図によって、先ほどありました話し合い活動によって、より良い目標地図を作っていければと考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。

局 長 すみません。最後に補足説明をさせていただきます。この調査票ですが、委員の皆さんも見てのとおりたいへん難しい内容でした。これでも、市長をはじめ私どもも内容等を確認させていただき、必要最小限のものはどの程度なのかという検討はしたのですが、それでも難しかったということは聞いております。返ってきた調査票もそれが反映されていて、きちっと回答されている方もいらっしゃるが、内容等が理解されないままに回答されているものもかなりあります。そういったものは、事務局と農政課にも協力いただきながらですが、回答者はこういう意図をもって書かれたのであろうなというような含みおきを

しながら回答票の入力作業をさせていただいています。シンプルな話をさせていただくと、回答率というのはそこまで重要視していなくて、多くの方に送って多くの方に返してもらった結果を基に目標地図の素案として作っていければ良いのかなと思っていますので、回答率自体はいま説明させていただいた通りなんですけれど、市内回答率だけ見ますと6割を超えていまして、やはり農地の所有者は県外にもたくさんいらっしゃって、それを合わすと48%というふうに思っています。今後なんですけれども、農業委員や推進委員の方々に協力を頂くというのは、やはり地域単位で見て、地域計画の地図、この農地を10年先に誰が作っていくのかということになっていきます。今の段階では、そこを1件1件穴埋めしていくというような作業ではなくて、やはり、地域で一番決めていかないといけないのは、農地の所有者とそこを作っていく方々なんですけれど、その橋渡しという形で考えています。ですから、プレッシャーを掛けるというようなことにならないようにはしたいと思うんですけれど、ここは誰が作っていたのだろう若しくは、農業委員の方ですら誰が作っていたか分からないというような農地はたくさんあるとおもいますので、今の段階では農業委員や推進委員の方々にこの調査をする、この回答の段階で大きな活動をしていただくということは考えていませんけれども、今後、話し合い活動の場でオブザーバー的な形ですね、活動をしていただければと思っています。中には、今後、我々としても計画を作る段階で農業委員会や農政課もどのような形で作っていくのか協議をもう少し深めて方向性を決めていかなければいけない場合もありますので、その協議の中で農業委員や推進委員の方々にこういう形で協力をお願いしたいというようなことが出てきた段階で具体的にお示ししていければと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

畠井 はい。ご回答ありがとうございました。一応、要望を出しておきたいと思いますが、回答の分の処理について、全て農業委員と推進委員で戸別訪問等をして云々して下さいと言うような、安易な考えで行わないで欲しいという要望です。例えば、戸別訪問というのは相当な時間を要するため現在の報酬の中で行う案件ではないと思うんですね。その辺のところを留意して頂きたいと思います。運営委員会の中でもそういった論議を重ねて実証していった方が良くと思いますね。どうかよろしく願いいたします。

局長 ありがとうございます。運営委員会だけではなくて、会長や副会長からも、やはり推進委員の今の現状毎に地域計画、なかなか作業自体が困難を極めることにならないように要望や意見も頂いておりますので、私どもとしても必要最小限の地域のことについては協力しなけれならないという部分もあるとは思いますが、そういう無理を、若しくは仰るようにやはり農地の中には所在が分からないというような部分もありますので、そういうこ

とも含めて無理のない範囲で出来ればというふうに考えています。仰るとおり、今後も引き続き運営委員会等で協議を進めながら、皆さんに報告をさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

畠 井 ありがとうございます。

議 長 ほかに何かございませんか。なければ、以上で、第4回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

下仮屋 振興係の下仮屋です。令和5年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について説明いたします。別冊の実施要領をご用意ください。

それでは1頁をご覧ください。本調査の目的は、平成21年12月に農地法改正によりまして、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地利用の状況について調査を行なうことになりました。また、利用状況の調査結果を踏まえ、遊休農地の所有者等に対しては、農地の利用意向について調査をすることとなります。荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進するため、農地の荒廃状況、解消状況等の情報を把握することを目的に「農地利用状況調査」と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を併せて実施します。

次に2の実施の期間につきましては、令和5年7月21日から9月22日までとします。

非常に暑い時期での実施になります、調査期間は十分ありますので、体調管理に注意して、調査していただきたいと思っております。

次に3の調査対象及び調査内容につきましては、管内の全農地が対象となります。実施にあたっては次の事項を主体的に行います。1が、ア遊休農地及び遊休化のおそれのある農地の把握。2が、イ農地の違反転用の発生防止と早期発見。3が、ウ過去の調査においてA分類又はB分類と区分された農地の現状を主に調査していただきます。

次に、4の配布物につきましては、鹿屋市荒廃農地分布図、活動記録簿、筆記用具が同封してあります。

次に、5の調査結果の提出期限は、9月22日の農業委員会総会日まででございます。なお、結果入力に時間がかかるため、早めに終わられた場合は、8月の総会時での提出をお願いいたします。

次に、6の調査の実施方法につきましては、同封しました荒廃農地分布図を利用して、分布図の青い線で囲まれた田や、黄色い線で囲まれた畑を、沿道から目視で確認していただきます。

また、過去に荒廃農地として緑色・黄色・赤色に塗られた農地の現状を目視で確認しま

す。災害等で進入路が荒廃して、立ち入ることが困難な場合など、目視が出来ない場合は調査の対象外とします。また自然災害により農業上の利用が困難な農地は調査対象外とします。

次に、2頁をご覧ください。新規発生した遊休農地等については利用意向調査や非農地通知が発送されることから、場所の見間違いなどがあると問合せが寄せられますので、十分注意して記入してください。よくある問合せ事例としては、荒廃しているのは隣の畑なのに、自分に利用意向調査が届いた。災害で耕作できず困っているのに利用意向調査が届いた。耕作しているのに非農地通知が届いた。といった内容がありました。調査時点で農地の位置や境界が不明確な場合や、荒廃状況をはっきり目視できなかった場合は記載しないようお願いします。

次に、7の活動記録簿には調査員氏名、図面番号、調査日、調査時間を記載してください。

次に、3頁をご覧ください。8分類の判断基準についてご説明いたします。

まず、A分類の判断です。定義は現に耕作の目的に供されておらず引き続き耕作の目的に供されない農地、過去1年間以上作物の栽培が行われておらず、かつ今後も農地所有者による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みのない農地です。そして抜根、整地、区画整理、客土等により再生でき、通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地がA分類であります。また、A分類の区別が細分化され、緑区分と黄区分に分かれております。緑区分は「人力や農業用機械で行う草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地」であり、黄区分は「人力や農業用機関による草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など条件整備が必要となる農地」となっております。下の写真のとおり、セイタカアワダチソウ、竹、低木等が生えている程度の荒廃状況はB分類ではなくA分類となります。A分類は1年以上維持管理もされていない農地であって、調査時点で草が茂っていても、かねてより維持管理（草刈、耕起）がなされている場合は良好とします。本年度の調査で発見されたA分類の農地には、今後の利用方法を確認するための「利用意向調査書」を所有者へ発送します。調査時点で場所の見間違いで所有者からの問合せが例年数件ありますので、新たに発見した農地の場合は注意して記入してください。

次に、4頁をご覧ください。B分類の判断です。

森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件、整備が著しく困難なもの、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して農業上の利用が見込まれない農地がB分類であります。農振農用地以外の農地で、荒廃状況とし

てはA分類であるが、周囲の状況など見ても、農地を再生しても今後継続して利用することが困難と思われるような場所にある農地についてはB分類とします。例としては周囲が山林化しており、鳥獣被害や、農業機械も進入できず耕作できないような農地で、今後山林化することが予想されるような農地です。本年度の調査で新たに発見されたB分類の農地で、農振農用地以外については、総会で非農地判断を行い、所有者へ非農地通知書を発送します。調査時点で場所の見間違いで所有者からの問合せが例年数件ありますので、新たに発見した農地の場合は注意して記入してください。

次に、5頁をご覧ください。9の荒廃農地分布図への記載方法について説明します。

調査結果は、緑や黄色、赤色の荒廃農地が耕作中や維持管理されて解消している場合は、その農地に「マル」を記載します。緑や黄色、赤色の農地が昨年同様の荒廃農地である場合は「チェック」を記入します。新たに遊休農地A分類（緑区分）を発見した場合はその農地に「ミ」と記入し、A分類（黄区分）を発見した場合は、「キ」と記入します。また過去B分類だったが現在A分類と判断できる場合はその赤色の農地に「ミ」又は「キ」と記入します。新たに荒廃農地のB分類を発生した場合はその農地にBと記入します。また過去にA分類だったが、現在B分類と判断できる場合はその緑色の農地にBと記入します。なお、荒廃していない良好な農地には何も記入しないでください。非農地や転用を行ったものは、紫色で表示してあります。下の荒廃農地分布図への記載例を参考に記入してください。なお、農地分布図への記載は、必ず白のマジックペンで記載をするようお願いいたします。

次に、6頁をご覧ください。利用意向調査について説明いたします。

本年度の調査において発生したA分類の再生利用可能な農地につきましては、利用意向調査書を発送いたします。これはA分類と判断された農地を今後どのように管理していきますか。といったアンケート調査のようなものであります。4つの選択肢があり、中間管理機構を利用する、自分で所有権移転や借り人を探す、自分で耕作する、その他といった内容です。また調査時点で場所の見間違いがあると、間違った農地の所有者へ利用意向調査書が発送されますので、新たに発見した場合は場所の間違いがいいか十分注意して記入してください。よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

次 長 お知らせとお願いです。本日の総会終了後、農政課から、「農業経営基盤の強化の促進に関する市基本構想の一部変更について」の説明がありますので、委員の皆様には総会に引き続きよろしく申し上げます。

局 長 それでは、8月の調査委員を申し上げます。

8月9日、水曜日、4条・5条の調査が、大園委員、細川委員でございます。

8月9日、水曜日、農振調査が、寺下委員、矢野委員でございます。

8月10日、木曜日、4条・5条の調査が、堀之内委員、松元委員でございます。

8月10日、木曜日、3条調査が、園田委員、持増委員でございます。

8月の総会は、8月23日、水曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。
なければ、これを持ちまして令和5年度第4回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)